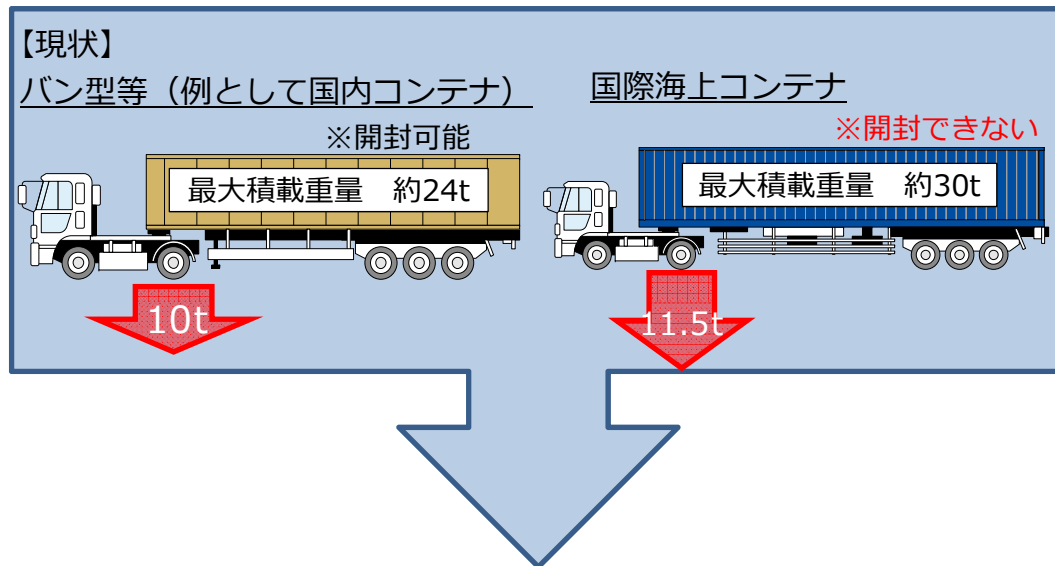


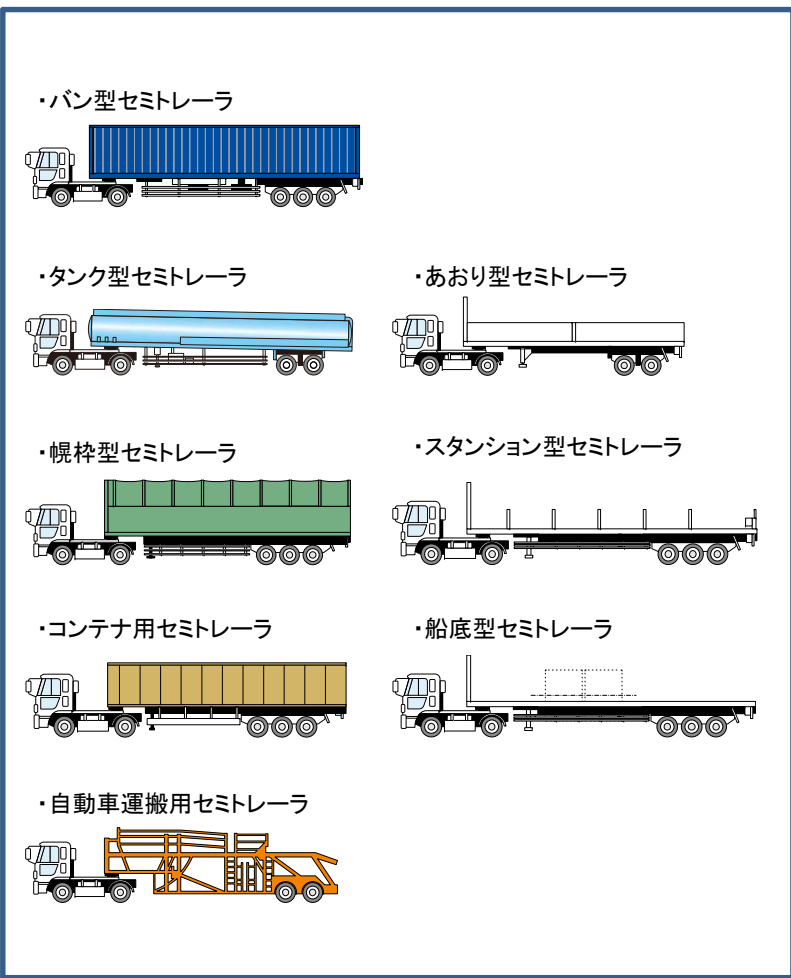
# バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一について

- 国際海上コンテナ輸送車両に限り許可されていた駆動軸重（11.5t【通常は10t以内】）をバン型等セミトレーラ連結車（2軸トラクターに限る特例8車種）にも同等の緩和を実施
- ※但し、エアサスペンションを装着する車両など、今回の緩和により道路運送車両法の保安基準適合となる車両が対象

## ■ 駆動軸重の緩和



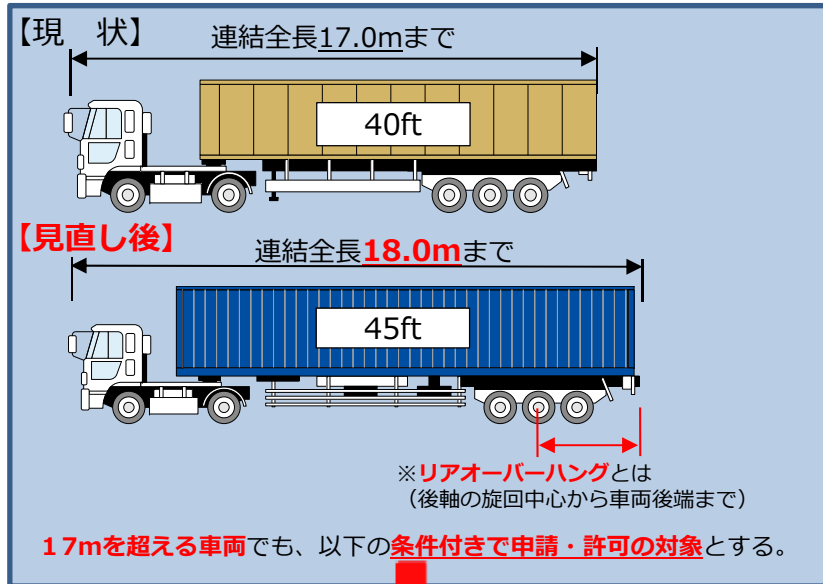
## ■ 緩和対象車両（特例8車種）



# 45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直しについて

- 従来の40フィートコンテナより長い45フィートコンテナ (+約1.5m) の需要があり、45フィートコンテナに対応するためには、車両長が17mを超える車両が一部存在
- そのため、45フィートコンテナを積載する車両を始めバン型等のセミトレーラ連結車 (特例8車種) の車両長の制限を緩和 (17m→18m) ※ただし、リアオーバーハングに条件あり
- また、通行許可の審査をする際にも、リアオーバーハングや交差点の交差角を考慮の上、審査条件を緩和

## ■ 全長の緩和 (海上コンテナ輸送車両の例)



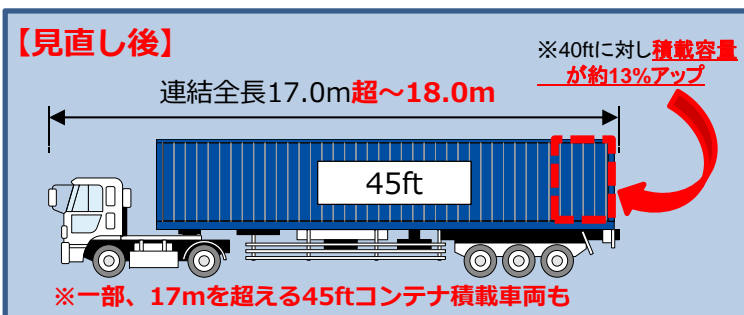
## ■ 審査条件の緩和

※特殊車両通行許可限度算定要領より

現状	【車両分類 I -1】	【車両分類 0 -1】
	14m < L ≤ 17m	17m < L ≤ 20m
見直し後	17mを超える車両でも、以下の条件付きで算定要領に定める車両分類 I による審査結果と同等とする。 → 申請経路内の交差点の交差角90°以内 かつ	

- ①全長17.5mまで リアオーバーハング※ 3.2 m ≤ L ≤ 4.2m
- ②全長18.0mまで リアオーバーハング※ 3.8 m ≤ L ≤ 4.2m

## ■ 効果 (海上コンテナ輸送車両の例)



## ■ 緩和対象車両 (特例8車種)

※海コンに限らずバン型等セミトレーラ連結車全体を対象

- ・バン型セミトレーラ
  - ・幌枠型セミトレーラ
  - ・自動車運搬用セミトレーラ
  - ・スタンション型セミトレーラ
  - ・タンク型セミトレーラ
  - ・コンテナ用セミトレーラ
  - ・あおり型セミトレーラ
  - ・船底型セミトレーラ
-